

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る事務取扱要綱の制定について（概要）

（平成 24 年 3 月 12 日 例規第 9 号 神生総発第 39 号）

最終改正 平成 24 年 12 月 6 日 例規第 48 号 神生総発第 328 号

この要綱は、別に定めのあるもののほか、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則並びに神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程の規定に基づき、神奈川県警察で行うインターネット異性紹介事業の届出等に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 インターネット異性紹介事業開始届出(第 4 条―第 6 条)

第 3 章 インターネット異性紹介事業変更届出(第 7 条―第 10 条)

第 4 章 インターネット異性紹介事業廃止届出(第 11 条・第 12 条)

第 5 章 雑則(第 13 条・第 14 条)

等である。